

令和８年度使用教科書（学校教育法附則第９条の規定による教科書）の採択方針

石川県教育委員会

令和８年度使用教科書（学校教育法附則第９条の規定による教科書（以下「一般図書」という。））の採択に当たっては、教育基本法や学校教育法が示す教育の目的や目標、学習指導要領の趣旨を踏まえ、児童生徒の心身の発達の段階や特性等を十分考慮するとともに、次のことに配慮すること。

- （１） 知識及び技能が習得されるようにするための工夫がなされていること。
- （２） 思考力、判断力、表現力等を育成するための工夫がなされていること。
- （３） 学びに向かう力、人間性等を涵養するための工夫がなされていること。

〔採択の留意点〕

- ① 児童生徒の障害の種類・程度、能力・特性に最もふさわしい内容のものであること。
- ② 教科の目標に沿う内容を持つものであり、上学年で使用する事となる教科書との関連性や系統性を考慮すること。

〔選定資料の活用〕

一般図書の採択に当たっては、今年度、石川県教育委員会が作成する「一般図書選定資料」を活用すること。